

## 名古屋地方裁判所委員会（第2回）議事概要

### 1 日時

平成16年5月25日（火）午後1時30分～午後5時00分

### 2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

### 3 出席者

（委員） 糟谷則子，加藤愛子，加藤令吉，金井篤子，樽松佐一，小島勝彦，小林いく子，志村清一，中野慧子，成田多喜夫，水谷研治，初鹿野正，南部義一，大内捷司（委員長），片山俊雄（敬称略）

（説明者） 渡辺修明（名古屋地裁総括裁判官），加藤幸雄（前同），笹本淳子（名古屋簡裁裁判官），浅井均（事務局長），松尾泰孝（民事首席書記官），小林篤（名古屋簡裁首席書記官）

（事務担当者） 笹本忠男（名古屋簡裁裁判官），星一郎（刑事首席書記官），田中良二（総務課長）

### 4 議題

- 意見交換テーマ「利用しやすい裁判所を実現するためにどのような方策や取り組みが考えられるか。また，裁判所の広報活動はいかにあるべきか。」についての協議，意見交換
- その他の意見交換
- 次回委員会の予定，次回の意見交換テーマの選定等

### 5 議事

- 委員長あいさつ
- 裁判官等から意見交換テーマに関連して少額訴訟手続や裁判運営上配慮している点について現状を説明
  - の説明に対する感想，質問等発言要旨は別紙1のとおり
- 意見交換テーマに関する協議，意見交換
- 発言要旨は別紙2のとおり

### 6 次回委員会の予定

- 次回意見交換テーマ  
「裁判員制度について」
- 次回開催期日  
平成16年11月15日（月）

(別紙1)

裁判官等からの意見交換テーマに関連した現状説明に対する感想、質問等

(○：委員)

- 先日、交通事故に関する少額訴訟のラウンドテーブル法廷での審理を見たが、普通の裁判と異なり、原告、被告、裁判官が近くにおいて、当事者の気持ちの揺れがよく分かるのではないかと思った。1時間くらいの審理がされたが、当事者双方の言い分が食い違っていたので、あの審理でどの程度事実認定ができるか疑問に思った。  
また、敷金返還請求事件の名古屋簡裁に占める割合が約13パーセントという話を伺ったが、消費生活相談員として相談を受けている実感からすると、少ないというか、その程度かという印象を抱いた。
- 裁判所については、固い、難しい、取っつきにくいといった印象を持たれていて、それはそれであっても仕方ないところもあると思うが、身近で信頼できるということも大事である。当たり前のことを無理して否定する必要はないが、広報活動にもっと力を入れていく方が国民にとっても理解しやすい環境になるのではないかと。私としては、裁判所はグレードの高い仕事をしているのだから、利用しやすいという話に翻弄されているようで面はゆい感じがした。
- 少額訴訟を見学したが、焦点が絞られていて、1日で審理を尽くすということで、非常に良いやり方だと思った。ただし、当事者はみんな素人なわけで、裁判所に相談を持ち込む際に、手続を説明するのにあわせて、どんな証拠を準備すれば良いのかも教示すると良いと思った。また、行政裁判について、割と市民の側に立って、当事者に対する示唆等をされているという話を聞いて良いことだと思った。
- 簡裁には総合受付の部門があるが、地裁の場合、受付部門があちこちにあるので、一箇所に総合案内所があれば分かりやすいのではないかと思った。  
広報についても、名古屋市役所の場合「広聴」という部署があって、市民から意見がいろいろ出され、それを整理して行政を進めていくが、裁判所においても、こうしたやり方をしていくのが良いのではないかと思った。  
裁判所の場合、庁舎に実際に来れば利用のしやすさもそれなりに感じられるが、一般の国民は裁判に訴えるということに慣れておらず、ヨーロッパと比べると利用頻度は100分の1くらい少ない。私の場合、雇用関係についてよく相談を受けるが、証拠がないという人が非常に多い。給与明細も全部捨ててしまったとか、就業規則も持っていないという人が多く、裁判になった場合のことを考えると、こうしたことを変えるにはどうしたら良いだろうと思った。
- 一般市民からすると、裁判所の手続教示は分かりにくいところがある。訴訟の審理の土俵に上げるまでは後見的な見地から訴状も見ているという話があったが、一般国民としては、とにかく自分の心情を裁判所に聴いてもらいたいという気持ちがあるのではないかと思われる。  
リーガルコンサルティングといった心理学的側面からの研究もあり、裁判所が相談を受けるにあたり、そうした心理学的な要素も加味したやり方を検討してはどうかと思った。
- 裁判というのは一生に一度あるかないかというもので、どうしたら良いのかとか、

リーフレットとかもどこにあるのか、裁判所のどこに行けば良いのか、市民は多分知らない。裁判所のどういうところに何があるのかについて、もっと広報されるべきである。

市役所では市民の声をできる限り聴くようにして、その聴き方にも色々な方法があるが、情報センターのような部署があるところもある。裁判所にもそういった部署が必要ではないかと思った。

- 色々話を伺った印象からすると、裁判所はまだまだ市民からすると遠い存在だと感じた。先日争い事に巻き込まれている人の話を聞いたが、そういう人たちは自分が正しいと思い込んでいて、裁判所でも自分の言い分を通そうとする。それで、弁護士等に相談すると、客観的に事実を証明できる証拠があるか尋ねられるが、証拠を揃えていない場合が多い。しかし、その場合でも、証拠がなくても自分の言い分を十分聞いてもらえれば、自分の言うことは正しいはずだと言う人が多い。ところが、証拠がないということ、手間暇も掛かるということで、結局は尻込みするというか、泣き寝入りするというか、諦めてしまうのが実情であろう。その意味で、少額訴訟はそれを救済する制度として、意義は大きい。

広報活動もファクシミリを利用するなどして十分しているという話だが、市民の多くは裁判所のそうした情報を知らないし、裁判所にも入って行きにくい部分がまだ多い。ただ、訴訟社会が到来して、少額訴訟が2倍3倍になったとき、裁判所が対応できるのか疑問である。裁判所以外の行政機関による紛争処理の制度との併用が必要ではないか。

裁判で用いる言葉についても、改善されてきたが、まだまだ難解で、独特の裁判用語が幅を利かしているように思われる。ほとんどの市民は判決等を読んでも分からないのではないかと思われる。文語体の裁判書を口語体にして、誰が読んでも分かるものに変えていくべきである。例えば「否定できないという指摘は十分領けるものがある」といった表現がされることがあるが、その場合には「否定できない」と言うだけでよく、その辺ははっきり言い切ってもらいたい。判決書の場合、一つの文章に余りに多くのことを盛り込みすぎて、句点がなかなか出てこず、どの主語がどこにかかるの分からず、20行、30行続いたりしている。裁判所は文章をもっと短くすべきだと思う。

- 大きな裁判は専門家に任せないとできないが、身近な事件については、簡裁でも十分できると思った。しかし、このような立派なリーフレットとか用意されていても、それがどこにあるのか分からないし、リーフレットの中の意味もよく分からない部分がある。

例えば、医師会が講演会を開く場合、「骨粗鬆症について」などという専門的な言葉だけでなく、「～の予防と手当」とか「歩いていて膝が痛くありませんか」といったサブタイトルをつけると、講演会に来てくれる方も多くなる。裁判所の広報についても、「何々について困っていませんか」とか「こういう時はここへどうぞ」とか、そういった言葉が入っていると、裁判所への意識も改革されるのではないか。

- 少額訴訟については平成10年から始まったことは知っていたが、先日、初めて目の当たりに見て、軽微な事件であっても裁判所が毎日地道に取り組んでいることがよ

く分かり、裁判所の使命とでも言うか、そういうのを改めて認識させられた。ただ、これについては互譲とでも言うのか、そういった雰囲気が見て取れて、日本の風土に合っている方式ではないかと思った。本人訴訟的なものなので、当事者が証拠を自分で集めて裁判官に自分の言い分を訴えるには苦勞するのではないかとも思った。

- 裁判所においてこれほどのことをされていたということを知らなくて、特に行政裁判で、訴えを審理の土俵に上げるまでの話を本日お聴きして、そこまで配慮していることを知って感服したところである。少額訴訟についても同様である。

しかし、国民が何を望んでいるかと言えば、裁判所が親切になることも大事だが、一番の親切は審理にどれだけの時間が掛かるかという点である。少額訴訟の場合、1日で決まるというのが大変なサービスではないかというのを感じた。他の裁判についても何よりも早いのが一番大事である。

判決書について、これだけ色々と言われているわけで、分かりにくいものが相変わらずあるのではないかと思われる。そのように裁判所に色々な問題がある場合に、裁判所はどうやってそれを是正しているかということを知りたい。裁判の独立ということでそういうことを放置してはダメで、大変な問題になってから制度を直すとかえって変な方向に行くこともある。やはり、裁判所の自浄作用というのが大事であって、判決書がおかしいということであれば、上席裁判官なり所長なりがその裁判官に突っ返すなりして、分かるように書けと言うべきである。判決書が50頁もある場合があるという話だが、そんなものは不合格にして、要点を1枚程度にまとめて分かりやすく書くべきである。一つの文章が何行にもわたるといのは日本語ではない。

- 今回も私の意見書と関係資料を配付したのでお目通しいただきたい。意見書にも記載したが、この地裁委員会は、司法制度改革の目玉ということで、広く国民の意見を裁判制度に反映させるために設置されたものであることを、常に再確認していくべきである。

国民にとって最も身近な裁判所としては簡裁であるが、簡裁において行われている少額訴訟や民事調停に関して感じたことは、少額訴訟については1回で結審するというので、それを実現するための一般市民に対する説明がかなり大変なのではないか、民事調停については、特定調停を中心に事件が激増しているということで、職員の負担になっているのではないか、現状でこれらの制度がうまく機能しているのか、といった点について伺いたいと思う。

少額訴訟については1日で終わるということで、一般の国民からはとにかく簡単なんだというイメージがあるが、実際には証拠の提出についてもかなり制約があって、一般の国民が思っているほど簡単な制度ではなく、そういった苦情があるのではないか。しかも、1回の審理に1時間から1時間半を確保するので、期日が入りにくく、第1回期日がなかなか指定できないという問題点もある。

特定調停については、事件が激増し、裁判所の職員も調停委員も大わらわに取組んでいるということであったが、そのため期日が入りにくい、調停室を確保できない、一般の調停事件にもしわ寄せがいつているとか聞いている。そうした点からすると、大きな司法を目指すべきで、必要なところには必要な人員をもっと配置すべきではないかと感じている。

また、長年の懸案であった岡崎支部の庁舎についても、新営予算が国会で正式に認められたということ自体は歓迎しているが、国民が裁判所に対し実際に親しみを持つようにするためには、箱物である施設や設備について今後どうなっていくべきなのかを、住民や利用者の意見をもっと吸い上げて設計等に当たるべきではないか。岡崎支部についても、どういった設計思想で庁舎が建てられていくかという点について、この地裁委員会でも議題として取り上げていくべきである。

- 少額訴訟についてよく知らなかったが、この前見学させてもらい、非常に新鮮な感じがした。最初に見た印象は、法壇もなく親しみやすくしたということだが、非常に小さい机で、裁判官も法服でなく背広を着ていて、当事者とも近いので、何となく検事の取調べに似ているなど思った。

見学させてもらった事件は交通事故に関する訴訟だったが、刑事事件で取り調べる際は加害者と被害者を一緒に調べることはないのに、少額訴訟では加害者と被害者が顔を会わせているわけで、喧嘩腰の雰囲気になるのではないかと感じていたが、当事者双方とも裁判官の問い掛けにも素直に応じ、非常におとなしかったのには驚いた。過失割合についても、双方が10対0を主張するのかと思ったら、原告が3対7くらいで、被告が5対5くらいだったか、非常に自分のことをわきまているなど感じた。とにかく事実認定が重要で判決するとなると実況見分調書の代わりとなる図面や写真とか、そういった準備をさせるのが大変ではないかと感じた。こう言っては何だが、私どもは説明を聞く際に車の模型を使うが、裁判所では、スタンプ台を自動車に見立てて説明させていたので、そんなに交通事故に関する事件が多いのであれば、そういうものがあつた方がよいのではないかと感じた。とにかく、これからも成長する分野ではないかと思った。

- 判決書が長すぎるという点について各委員から御指摘があつたが、それぞれ言われたとおりで耳が痛いところである。これは昔から言われていることであるが、判決を正確に書こうとすると、だんだん付け加わっていき、どうしても長くなってしまふ。私の経験だが、外国人の刑事事件だつたと思うが、判決草稿を書いた後に翻訳用にその要旨を作ることがあるが、作ってみてそちらの要旨の方がいいのではないかと感じて、それにつられて、判決の本文の方を削ったりすることもあつた。

以 上

(別紙2)

意見交換テーマに関する協議，意見交換

(○：委員，●：委員長，△説明者)

- 各委員の御意見や疑問をお聴きして，私の方で以下の四つの論点に分けたので，それで協議を進めていきたい（各委員了承）。
  - ① 施設や設備について，国民の利用しやすさという点をどう実現していくべきか。
  - ② 裁判所に来庁した国民が利用しやすくするための周知の工夫をいかにすべきか。
  - ③ 裁判所を利用する国民一般に対する啓発活動をいかにすべきか。
  - ④ 実際の訴訟運営に関して利用しやすさという点でいかに工夫すべきか。

＜施設や設備について，国民の利用しやすさという点をどう実現していくべきか。＞

- 地裁の1号法廷について，声が聞き取りにくいという話を聞いたことがある。法柵の中は良いが，傍聴席からは何を言っているのか分からないようである，それが音響のせいかどうか分からない。傍聴なのに傍観になっているという声もある。
- △ 地裁の1号法廷については，裁判官，当事者席，証言席にマイクがあり，スピーカー設備もあるので，傍聴席まで聞こえるようになっている。聞こえないということではなく，反響で聞き取りにくいとかいう話ではないかと思うが，一度調べてみたい。
- そうするのは，むしろマイクの使い方が悪いのではないか。あるいは裁判官とか検察官とかに親切心がないのではないのか。聞こえない時にちゃんとマイクを入れてくれと注文をつけるような態勢になっていないのではないか。
- 岡崎支部の庁舎新営の面積，規模，予算総額等を教えてもらいたい。また，事務局長から，住民の意見を聞く予定はないとの話があったが，住民からも要望等があると思うので，裁判所として，もっと住民の意見を具体的に汲み上げていくべきである。
- △ 岡崎支部の新営庁舎の予算や面積の資料が手元にないので，後日，調べてお知らせしたいが，総床面積が現庁舎の倍くらいの4階建ての建物になる。

岡崎支部の庁舎については，施設面の不具合や使い勝手の悪いところを従前から色々聞いていて，それを解消できるよう基本計画を立てていく。また，建築基準法の関係で半径50メートル以内に居住する住民に対しては公聴会を開くので，公聴会において地元住民から具体的な意見が出れば，踏み込んだ形で検討していくこともあるので全く意見を聞かないというわけではない。
- 岡崎支部の庁舎新営については，弁護士会や検察庁等の関係機関に対しては，個別に説明する予定である。
- 建築基準法があるから住民の意見を聞くとかではなく，岡崎支部を利用する国民一般の利便を考えた意見の吸い上げ方を考えるべきである。今の時代にあった新しい視点に立って見直しをする姿勢が必要である。建築基準法に基づいて必要最低限の意見を聞くというのではなく，もっと広く意見を求めるべきである。岡崎支部の庁舎についてこうなりましたからというのは困る。予算の制約等があるのは分かるが，決まってからこうなりましたと言うのではなく，事前に要望を聞いて欲しい。
- 全国の支部や簡裁について，どこに設置するか基準はあるのか。どこに設置して欲しいという住民の声はあるのか。

- △ 支部や簡裁の設置については、下級裁判所の設置に関する法令によって決められている。昭和60年ころに、交通事情や事件数により簡裁の配置を見直して現在のよう  
に集約した経緯はあるが、ここに設置したいから設置するというわけにはいかない。
- 岡崎支部について、建物を新しくする以上、利用者が利用しやすいようにするべき  
という話が出たが、一般の国民がいつも利用するというものではない。いつも出入り  
する関係機関について意見を聞くべきで、ただ、出てきた意見を何もかも反映させる  
のは難しいと思うが、できる限りそうした意見を採用し上げて利用しやすくするべきと  
考える。
- 民事2部が執行センターに移転したことによって生じた本庁舎の空部屋を改修する  
という話であるが、どのようにする予定なのか教えてもらいたい。
- △ 本庁舎の2階、3階について、民事部、刑事部、簡裁を含めてどう配置するのが良  
いか検討しているが、まだ未確定な部分があり具体的に示せる段階ではない。

<裁判所に来庁した国民が利用しやすくするための周知の工夫をいかにすべきか。>

- 裁判所から一般市民の電話による照会に対応しているという話があったが、電話で  
要望等を的確にとらえて答えるというのは非常に難しいと思う。具体的にどのように  
対応する態勢になっているのか。電話で対応すると言っても1人では対応できないと  
思うが、裁判所ではどのようにしているのか、その方向性とかを聞きたい。
- △ 電話による照会については、第1段階として電話交換手がある程度話を聞いて振り  
分けている。借金とかの関係であれば簡裁にまず回ってくる。簡裁の場合、調停と訴  
訟に大きく分かれるが、全く見当違いの苦情の電話は別として、実際のところそれほ  
ど振り分けに苦労しているわけではない。また、当事者であれば、裁判所から何らか  
の文書を送っているのだから、事件番号とかを聞いてその係の書記官に電話を回している。
- △ 裁判に関する一般的な相談ということであれば、電話交換手が民事受付に回し、そ  
れでも分からないという場合には民事庶務につなぐようにしている。ただし、電話を  
たらい回しにして、電話を架けてきた方に繰り返し同じ説明をさせるようなことはで  
きる限り避けるよう指導をしている。
- 名古屋地裁のホームページを見たが、なかなか肝心なところにたどり着かない。例  
えば、交通事故にあった場合、自分はどうすれば良いのかといったことが知りたいわ  
けで、ホームページについてもそのように入っていければ引きやすいと思うが、今の  
ところそうになっていなくて、検索に苦労している。ホームページの内容を外部の人に  
一度見てもらった方が良いのではないかと。検索機能も付いていないが、知りたい情報  
画面に飛んでくれるようにしてもらいたい。
- △ ホームページが良くできてないというのは言われるとおりである。もう少し工夫の  
余地があると思われるので、考えてみたい。
- 多重債務者の場合、調停が良いか、破産が良いか、個人再生が良いか、一般市民が  
判断するのは難しいと思うが、そうした相談を受けた方で何か意見はないか。
- 調停が良いか、破産が良いか、個人再生が良いかといったことまで裁判所に相談し  
て良いのか。そういったことは専門家でもなかなか決められない。仮に、裁判所でそ

ういった方向まで決めてもらえるというのであれば大変助かる。

- △ 裁判所の窓口相談に来られた場合、特定調停は何か、破産は何か、個人再生は何か、それぞれの手続の特徴は説明はしているが、手続の選別をするというのは窓口では無理である。ただし、多重債務者の場合、何の考えもなく、とにかく申立てをしたと言って来る人が多い。裁判所からどうしろとは言えないが、例えば調停であれば、どのように進行していくかといったことは説明している。

また、具体化はしていないが、名古屋簡裁では、特定調停の申立てをしたいと考えている一般市民を集めて、特定調停等の手続説明会を開くといった計画をしているところである。

- 一般市民の場合、自分がどんな問題を抱えているかさえも分からない人がいて、どの裁判手続を選べば良いのかについて裁判所に相談に乗ってもらえるのであれば非常に助かる。
- 特定調停は何か、破産は何か、個人再生は何かといった手続の説明は、どこで相談を受けることができるのか。
- △ 名古屋簡裁の場合、1階の訟廷事務室でやっている。ただし、全部が全部説明できるわけではないが、とにかく申し立てるとする人については、訴訟の係か調停の係において色々とお聞きしながらということになる。
- その窓口において、その来庁者の話によっては、調停係に行ってくれとか、破産係に行ってくれとか言うこともあるのか。
- △ 来庁した方をいつもきれいに振り分けているわけでないが、話の中で破産の話が出てくれば、破産係の方に行ってもらおう。
- 多重債務者の場合、どこに相談に行けば良いのか。
- △ そうした問い合わせがあれば、簡裁1階の受付相談センターに来てもらうようにしている。
- 相談は1回あたりどれくらいの時間を掛けているのか。
- △ 手続の説明を受けるだけであれば30分程度で、話が長引いたり、どうしても申立てまでしたいということになれば、1時間、2時間掛かることもある。
- △ 破産係に行った場合には、破産係にも今回配布したリーフレットを置いて来庁者の説明に使っている。
- 特定調停事件が激増している中で、これだけ事件が多いと消費者問題については裁判所のキャパシティを超えているように思われる。これはサラ金の規制が緩いのか、教育の問題か分からないが、それこそ高校生とか社会人向けの消費者教育をどう充実させていくかという点を行政においてもっと考えていくべきである。
- 医師の世界では、インフォームドコンセントが叫ばれているが、裁判所についても、利用者の方から教えてくれないという不満を抱いているのではないかと。裁判所側でも、どこまで話をしたのかリストを作ってチェックしていくといったことも考えられるのではないかと。
- △ 裁判や調停で自分の言い分を聞いてもらえなかったという不満は聞くことがあるが、教えてくれないとか聴いてなかったという不満はない。裁判所からの書面を読んでもらえば手続のある程度の流れは分かるところもあるが、読んでもらえない場合でも

書記官は前面に立って適切に対応している。

- 裁判所に来ていただければ、何とかできるというか、利用者が望んでいる方に導いていけるのではないかと思う。むしろ、裁判所に来てくれない人がそうした不満を抱くのではないか。

<裁判所を利用する国民一般に対する啓発活動をいかにすべきか。>

- 特定調停が多くて大変と聞いているが、債務者が何も資料もなく手ぶらで相談に来ることも要因の一つではないか。それにサラ金会社の方もそうした資料を明らかにしないため、何ともならなくなっているのではないか。私もサラ金関係で相談を受けて困ることがあるが、生活保護を受けている人などの場合、どこもお金を貸してくれないということで、一番頼りになるのはサラ金だと言う人が多い。サラ金にも困って最後に裁判所に行く。裁判所に来る前に必要な資料を集めるなど、一般市民に対する説明というか、そういうのが必要ではないか。
- もしそういう話であれば、裁判所の問題と言えるか疑問である。そんな教育的なことまで話が及ぶと、裁判所がどんどん肥大化してしまうおそれがある。
- 裁判所の広報活動について言えば、あまりにも固い。配布された委員会通信の内容を見ても固いので疲れてしまう。やはり見やすく読みやすいようにしてもらいたい。裁判所ももっとPRすべきで、もう少し頭の柔らかい人の意見も聞くべきではないか。仕事はちゃんとやっているわけで、リーフレットも色々あるが、そうした資料が機能していない。役人とかの場合、一面的にしか見ていないように思われる。
- 以前広報の仕事をしていたが、その時は、持っている情報をどういう形で流すかという点と、市民の立場からするとどんなことを知りたいかという点について考えていた。裁判所について言えば、パンフレットとかチラシとかはあるが、相談する人のことを考えた場合、市民が必要とする情報をいつでも享受できる総合的な窓口が一箇所必要ではないか。
- △ 今は各事件部の受付で相談にそれぞれ応じている。大体の手続が分かっている程度話を聞いて切り分けができるような総合受付があれば良いとは思いますが、これについては、今後、考えていくべき問題と思われる。
- 裁判所に来る前に電話で照会される方が多いと思うが、どこに電話すればいいのか分からないのではないか。市役所とかの場合、何でも相談室のような部署を置いているが、弁護士会は苦情専用のホットラインというか市民向けの窓口を設置して、ベテランの弁護士を置いている。裁判所でもそういったやり方を検討してみてはどうか。

<実際の訴訟運営に関して利用しやすさという点でいかに工夫すべきか。>

- とにかく裁判所はPR下手である。司法記者クラブという国民に開いた窓があるが、これまで話に出てきたような裁判所がやっている相談業務についてほとんど新聞に載っていない。司法記者クラブにおいても、国民に対する裁判関係のPRの責務を担うべきで、裁判所でも情報伝達のやり方として司法記者クラブをもっと活用すべきと思

う。その上で、裁判所において訴訟運営も分かりやすくすることを心掛けてほしい。普通の人には裁判所が何をやっているかそもそも知らないし、裁判で使う用語についても分からないので変えていくべきである。判決言渡しにおいても、主文を読んだだけではどちらが勝ったのか分からない場合もある。

- 裁判所というのは権威と自信を持って仕事をするべきで、国民に対する親切心はないといけないが、それさえあれば、自分の判断に自信を持ってほしい。  
ただし、あまり回りくどいことをして、分かりにくい判決書を書くというのはおかしいわけで、裁判官が独立しているからということで、勝手にやってもらっては困る。
- 労働事件の場合、仮の地位を定める仮処分が多いが、審理期間が長いと労働者の方がギブアップしてしまう。使用者は裁判を引き延ばしをしても良いだろうが、地位が保全されないと労働者は子供の学校とかの関係で親の職業欄に何も書けないのは苦しいところがある。裁判所の訴訟指揮において、そうした事情も酌量してやってほしい。
- 裁判所の言葉についても、考えないと理解できないというのでは困るわけで、国民が直接聞いて分かるような言葉遣いをするべきである。裁判の中で裁判官の方が言っている意味が分かりますかと優しく問い掛けていたが、そうした問い掛けをしなくても分かるような、今の時代にあった優しい言葉で、誰が聞いても分かるような言葉を使ってほしい。
- 色々と意見が出されたが、裁判所として広報活動について具体的な方策はあるのか。市の広報誌とかに、裁判所から、こういう場合にはどこそこに相談してくださいとかを載せてもらったらどうか。シリーズもののようなものも出して国民一般に意識してもらうようにしてはどうか。
- △ 色々な意見をお伺いしたので、今までの視点を変えて、現在の裁判所の広報活動について見直すところがないか考えていきたい。従前から、市町村発行の広報誌には裁判所からの情報を記載してもらおうようにしていたが、具体的な相談窓口など示していないので、そういう点も含めて広報一般を見直していきたい。

以上